店舗販売業許可申請

申請対象	次の場合には、事前に許可申請が必要です。 ①新規に店舗を営業するとき　②個人から法人への営業者変更 ③法人から個人への営業者変更　④別法人への営業者変更 ⑤店舗の移転　⑥構造設備の大規模な変更
注意点	①　新規営業の手引き（タイムスケジュール）を必ず最初にご覧下さい。 ②　申請手数料（29,000 円）は、申請書提出時に現金で納付して下さい。
提出書類・省略可能書類	①　店舗販売業許可申請書 ②　店舗に関する図面（平面図、敷地内の建物配置図、所在地略図） ③　法人の場合、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び組織規定図（業務分掌表） ※登記事項証明書は、発行後６ヶ月以内のもの ④　法人開設で責任役員が欠格条項に該当するおそれがある場合、診断書 ⑤　次の事項を記載した書類 ・あわせて行うその他の業務の種類(高度管理医療機器販売等) ・販売・授与する医薬品の区分 ・店舗管理者・薬剤師及び登録販売者一覧(氏名・住所・週当たり勤務時間・免許登録番号・登録年月日) ⑥　使用関係を証する書類又は雇用契約書の写し ⑦　薬剤師免許証、販売従事登録証の原本提示又は原本証明した写し(※) ※　薬剤師免許証等の写しに「原本に相違なし」の記載及び申請者の記名 ⑧　登録販売者が過去５年間のうち 80 時間／月以上で２年以上注)（要指導・一類販売店舗の場合は、要指導・一類販売店舗で３年以上）の業務従事証明書又は実務従事証明書 注）過去５年間のうち月単位で従事した期間が通算して２年以上あり、かつ、過去５年間において合計 1,920 時間以上従事でも認められる。（平成 26 年度以前の登録販売者試験合格者は、業務従事証明書又は実務従事証明書の添付を省略可能） ⑨　「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」で規定する指針及び手順書 ⑩　勤務表 ⑪　特定販売を行う場合は、特定販売を行う場合の書類 ④は、申請前の３ヶ月間に他の申請・届出に添付している場合のみ省略可能です。 ③、⑥、⑦は、既に同一内容の書類を他の申請・届出で提出済みの場合は省略可能です。

新規営業の手引き（タイムスケジュール）

事前相談

・構造変更可能な段階で、【FAX】又は【電話で予約のうえ来庁】により、店舗レイアウト（平面図）をお見せ下さい。
・指針、手順書についても、申請前に事前にご相談ください。

↓

申請書の提出（検査日の予約）

※検査の１週間以上前に申請してください。
申請手数料（２９，０００円）は現金で納付して下さい。
※許可証の郵送交付を希望する場合は、送料分の切手をご持参下さい。

↓

検査当日

※工期遅延、計画撤回等で検査予約を変更する場合は、必ずご連絡下さい。
竣工が大幅に遅れると、希望日に許可できない場合があります。

↓

許可証の交付

※現地確認後７日程度で交付します。

照会先	奈良市保健所 保健衛生課 医事薬事係　奈良市三条本町１３－１はぐくみセンター内 ＴＥＬ：０７４２－９３－８３９５（かけ間違いにご注意ください） ＦＡＸ：０７４２－３４－２４８５ ※担当者不在の場合もありますので、ご来庁の際には事前に電話予約をお願いします。